

土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく 建築行為等の許可申請手続きについて

平成31年4月1日

土地区画整理法第76条第1項の規定により、土地区画整理事業が施行されている地区内で建築行為等を行う場合は、市長の許可が必要です。

1 許可を必要とする行為

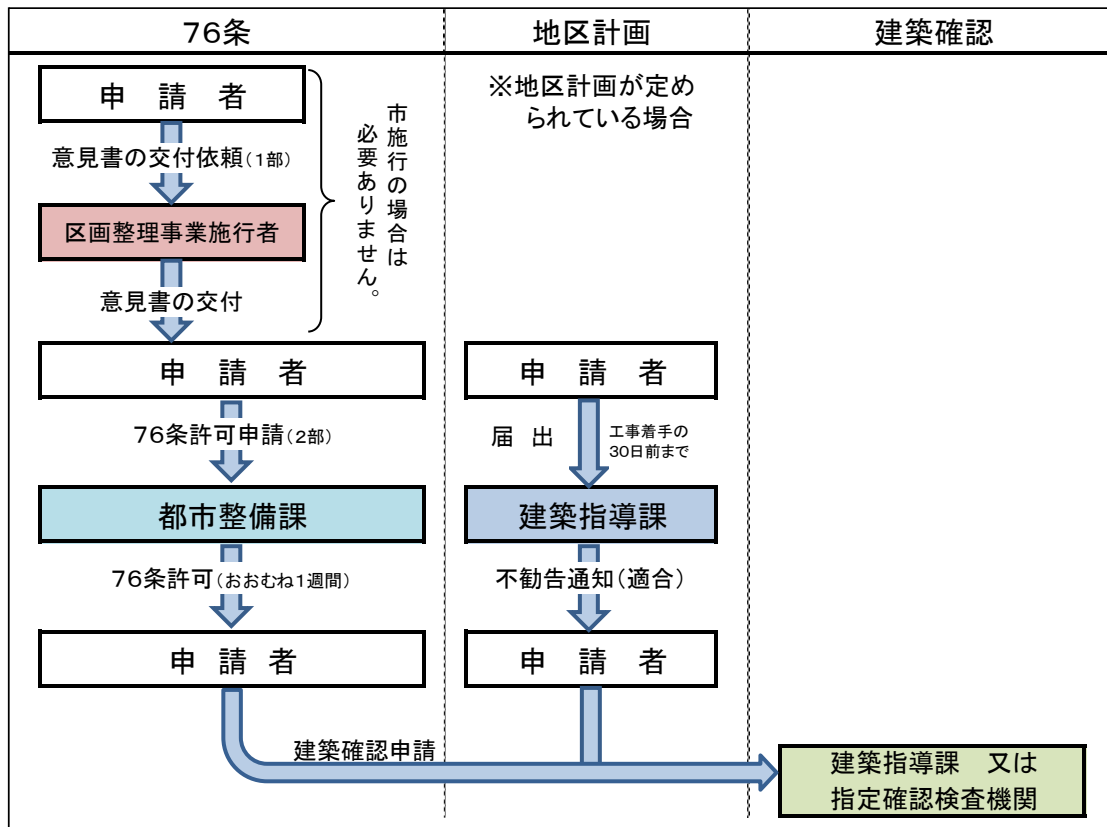
- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築
- (3) 重量が5トンを超える物件の設置、たい積

2 対象地区（平成31年4月1日現在）

秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業施行地区【市施行】

3 手続きの流れ

※ まちづくり条例に基づく手続きについては、事前に建築指導課に確認してください。



4 提出書類

(1) 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（第1号様式）

(2) 設計書

行為の種類	設計書
土地の形質の変更	土地形質変更設計書（第2号様式）
建築	建築物設計書（第3号様式）
工作物及び物件の設置	工作物・物件設置設計書（第4号様式）
物件のたい積	物件たい積設計書（第5号様式）

※行為の種類が複数の場合は、それぞれ提出してください。

(3) 区画整理事業施行者の意見書（第11号様式）

※市施行の場合は必要ありません。

(4) 添付図面

ア 土地の形質の変更の場合

付近見取図（案内図）	方位、道路及び目標となる地物を表示した図面
配置図	縮尺 1,000 分の 1 以上のもので当該行為の施行後における公共施設、公益施設、宅地等の位置及び形状を当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示した図面（平面図、断面図）
仮換地図、公図重ね図	申請区域を色表示

イ 建築物の新築、改築及び増築の場合

付近見取図（案内図）	方位、道路及び目標となる地物を表示した図面
配置図	縮尺 500 分の 1 以上のもので方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の配置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を表示した図面
各階平面図	縮尺 200 分の 1 以上のもので、方位、間取り、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部分及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を表示した図面
二面以上の断面図	縮尺 200 分の 1 以上のもので、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを表示した図面
仮換地図、公図重ね図	申請区域を色表示

ウ 工作物の新築、改築及び増築、並びに物件の設置又はたい積の場合

付近見取図（案内図）	方位、道路及び目標となる地物を表示した図面
配置図	縮尺 500 分の 1 以上のもので、方位、敷地の境界線、工作物の配置位置、工作物と他の建築物との位置関係並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を表示した図面
平面図、立面図、構造図、断面図	縮尺 200 分の 1 以上のもので、主要部分の材料の種別、仕上げ方法を表示した図面
仮換地図、公図重ね図	申請区域を色表示

(5) 添付書類

仮換地指定通知	通知書の写しを添付
委任状	申請を委任する場合
売買契約書、借地契約書、土地 使用承諾書等	申請人が土地所有者でない場合

※事前に区画整理事業施行者と調整してください。

5 提出部数

(1) 組合施行・個人施行の場合

秦野市へ2部、区画整理事業施行者へ1部、提出してください。

(2) 市施行の場合

秦野市へ2部提出してください。

6 提出先

秦野市

都市整備課 市街地整備担当

秦野市桜町一丁目3番2号（西庁舎2階）

電話 0463-82-5241

7 行為完了届

工事完了後、行為完了届（第10号様式）を提出してください。

8 その他の申請書（ホームページに掲載）

(1) 取下げ書（第6号様式）

(2) 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可変更申請書（第9号様式）